

3) 遺伝子組換え表示制度

アレルギーの対象範囲(28品目)

名称	焼き菓子
原材料名	小麦粉(国内製造)、砂糖、卵、マーガリン、アーモンドパウダー、 粉糖(砂糖、コーンスターチ) ／膨脹剤、乳化剤、着色料(カロチン)、香料(一部に小麦・卵・乳成分・アーモンドを含む)
内容量	5枚
賞味期限	枠外下部に記載
保存方法	直射日光・高温多湿を避けて、常温で保存してください。
製造者	社会福祉法人大授 千葉県千葉市〇〇区××町△△ー△

賞味期限:2023. 12. 24

① 遺伝子組換え農産物とその加工食品

遺伝子組換え農産物とその加工食品は、食品安全基本法及び食品衛生法で**科学的な評価を実施**

安全性が確認された**遺伝子組換え農産物**
◆ **9種類**

- ・大豆
- ・とうもろこし
- ・じゃがいも
- ・なたね
- ・綿実
- ・アルファルファ
- ・てん菜
- ・パイナップル
- ・からし菜

遺伝子組換え農産物を原材料として加工工程後も組み換えられたDNA又はこれにより生じた蛋白質が検出可能な**加工食品**
◆ **33食品群**

	加工食品	農産物		加工食品	農産物
1	豆腐・油揚げ類	大豆	18	ポップコーン	とうもろこし
2	凍豆腐、おから及びゆば	大豆	19	冷凍とうもろこし	とうもろこし
3	納豆	大豆	20	とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰	とうもろこし
4	豆乳類	大豆	21	コーンフラワーを主な原材料とするもの	とうもろこし
5	みそ	大豆	22	コーングリッツを主な原材料とするもの (コーンフレークを除く)	とうもろこし
6	大豆煮豆	大豆	23	とうもろこし(調理用)を主な原材料とするもの	とうもろこし
7	大豆缶詰及び大豆瓶詰	大豆	24	16~20を主な原材料とするもの	とうもろこし
8	きな粉	大豆	25	冷凍ばれいしょ	ばれいしょ
9	大豆いり豆	大豆	26	乾燥ばれいしょ	ばれいしょ
10	1~9を主な原材料とするもの	大豆	27	ばれいしょでん粉	ばれいしょ
11	大豆(調理用)を主な原材料とするもの	大豆	28	ポテトスナック菓子	ばれいしょ
12	大豆粉を主な原材料とするもの	大豆	29	25~28を主な原材料とするもの	ばれいしょ
13	大豆蛋白を主な原材料とするもの	大豆	30	ばれいしょ(調理用)を主な原材料とするもの	ばれいしょ
14	枝豆を主な原材料とするもの	枝豆	31	アルファルファを主な原材料とするもの	アルファルファ
15	大豆もやしを主な原材料とするもの	大豆もやし	32	てん菜(調理用)を主な原材料とするもの	てん菜
16	コーンスナック菓子	とうもろこし	33	パパイヤを主な原材料とするもの	パパイヤ
17	コーンスターチ	とうもろこし			

特定遺伝子組換え農産物とは

◆ **特定遺伝子組換え農産物**とは、従来の同種作物と比べたときに、**組成、栄養価、用途などが著しく異なる遺伝子組換え農産物**のこと

- ・ステアリドン産生大豆
- ・高リシンとうもろこし
- ・エイコサペンタエン酸(EPA)産生なたね
- ・ドコサヘキサエン酸(DHA)産生なたね

② 遺伝子組換え表示制度

遺伝子組換え農産物又は非遺伝子組換え農産物が、生産、流通及び製造の各段階でそれぞれ混入しないように分別管理する方法をIPハンドリングという。

IPハンドリングにより、分別、不分別された「遺伝子組換え農産物又はその加工品」については、消費者が、遺伝子組換えの有無について、識別できるように表示の義務がある。

IPハンドリング	遺伝子組換え状況	表示義務の有無と表示方法	
<u>分別している</u>	遺伝子組換え	<u>表示義務あり</u>	<u>遺伝子組換え</u> 例：大豆（遺伝子組換え）
	非遺伝子組換え	<u>表示義務なし</u>	<u>表示なし</u> または <u>例：大豆（遺伝子組換えではない）</u>
<u>分別していない</u>	遺伝子組換え及び非遺伝子組換え	<u>表示義務あり</u>	<u>遺伝子組換え不分別</u> 例：大豆（遺伝子組換え不分別）

遺伝子組換え状況	表示方法
<p>◆ IPハンドリングで、<u>遺伝子組換えの混入がない</u>大豆及びとうもろこし</p>	<p>◆ 表示なし ◆ 遺伝子組換えではない</p>
<p>◆ IPハンドリングで、<u>意図せざる遺伝子組換えの混入が5%以下</u>の大豆及びとうもろこし</p>	<p>◆ <u>「遺伝子組換えではない」と表示することは出来ない</u> ◆ IPハンドリング済み ◆ IP管理済み ◆ 遺伝子組換え混入防止管理済み</p>

③ 特定遺伝子組換えの表示

<p>◆ 特定遺伝子組換え農産物を使用している場合 <u>「〇〇〇遺伝子組換え」と表示する義務が課せられている。</u>例：大豆（ステアリドン酸産生遺伝子組換え）</p>
<p>◆ 特定遺伝子組換え農産物を意図的に混合して使用している場合 <u>「〇〇〇遺伝子組換えのものを混合」と表示する義務が課せられている。</u>例：とうもろこし（高リン遺伝子組換えのものを混合）</p>
<p>◆ <u>表示不要な加工食品の場合も表示が義務付けられている</u></p>

④加工食品(33食品群)の表示

遺伝子組換え表示の対象は、全体の原材料に占める重量の割合が、上位3位までのものでかつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上のものである。

- ◆ 枝豆を使用したスナック菓子で、枝豆の重量の割合が全体の上位3位で、重量の割合が5%の場合、遺伝子組換えの表示義務がある。
- ◆ 枝豆を使用したスナック菓子で、枝豆の重量の割合が全体の上位4位で、重量の割合が5%の場合、遺伝子組換えの表示義務はない。

⑤対象農産物のうち表示不要な加工食品

◆ 最終製品でDNAが検出できないため、表示不要

<u>しょうゆ</u> <u>大豆油</u>	ステアリン酸産生大豆を使用した場合は表示
<u>コーンフレーク、</u> <u>液糖、デキストリン</u> <u>水飴、コーン油</u>	高リンとうもろこしを使用した場合は表示
<u>菜種油</u>	EPA産生なたね、DHA産生なたねを使用した場合は表示
<u>綿実油</u>	
<u>砂糖(てん菜)</u>	